

# 徳島県企業局訓令第1号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十二号中「4 第十八条の規定による所属職員の職務に専念する義務の免除の承認（第一項第七号及び第十号に係るものを除く。）」を削る。

別表第二第十五号中「徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、第十六号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年徳島県企業管理規程第十号）」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和五年徳島県企業管理規程第三号）」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号）第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）第九条第二項」に改める。

別表第二の二第十三号中「徳島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、第十四号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則第十条第二項」を「個人情報保護に関する法律施行細則第九条第二項」に改める。

別表第三経営企画戦略課長の専決事項第十二号8中「（第一項第七号及び第十号に係るものに限る。）」を削る。

別表第五第十二号中「4 第十八条の規定による所属職員の職務に専念する義務の免除の承認（第一項第七号及び第十号に係るものを除く。）」を削り、同号5を4に改める。

## 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。